

## 緊急小口資金特例貸付の申請の手引き

離職、自営業の廃止またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少した方を対象とした、特例貸付（緊急小口資金）のご案内です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止から、郵送による申請の手続きとなりますので、よろしくお願ひします。

### ■同封資料

- ①緊急小口資金特例貸付のご案内
- ②申請から資金交付までの流れ
- ③確認チェックリスト
- ④緊急小口資金特例貸付借入申込書
- ⑤緊急小口資金特例貸付借用書
- ⑥緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書 [借用書裏面]
- ⑦収入の減少状況に関する申立書
- ⑧提出書類の記入例（④～⑦）（ホッチキス止め）
- ⑨返信用封筒

# 緊急小口資金特例貸付のご案内

## ■貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯です。

## ■貸付金額の上限

10万円又は、20万円（一括交付）

### ★特に必要と認められた場合(20万円の場合)

ア：世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。

イ：世帯員に要介護者がいるとき。

ウ：世帯員が4人以上いるとき。

エ：世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。

i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。

ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。

オ：世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

カ：特記事項のアからオのいずれにも該当しないものの、10万円を超える貸付を希望するとき。

※小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等。

## ■据置期間

令和5年12月末まで

## ■返済期間

2年以内（24回以内）

## ■保証人

不要

## ■利子

無利子

## ■お申込みに際して必要な書類

(1) 住民票（世帯全員・続柄が記載されており、発効後3か月以内のもの。同住所で居住されている方すべての住民票）

(2) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等顔写真付きのもの）のコピー

(3) 通帳又はキャッシュカードのコピー（振込口座の確認用）

(4) 申請書一式

## ■お申込方法

お申込みに当たり、新型コロナウイルス感染の拡大防止を踏まえ、知多市社会福祉協議会宛てに郵送での申請をお願いします。

\* 審査により却下となる場合もございます。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返還いただきます。

# 申請から資金交付までの流れ

## 1. お申込みができる方の確認

下記項目に1つでも該当する方は、お申込みができません。

- 住民票記載の住所が「知多市」ではない方
- 20歳未満の方（未成年の場合は、婚姻又は親権同意があれば貸付対象となります）
- 現在、生活保護を受給（申請）している方

## 2. 必要書類の準備

### ◆必要書類一式

<input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員・続柄記載／原本／発行3か月以内／同住所で居住しているすべての方の住民票） ※本籍地・マイナンバー表示は不要
<input type="checkbox"/> 通帳、またはキャッシュカード(写) ※金融機関名、支店名、口座名義、口座番号の分かる部分のコピー
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（顔写真付きのもの） ※いずれか1つ、外国籍の方は在留カード又は特別永住者証明書が必須 ア. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー） イ. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー） ウ. パスポート（顔写真のページ、所持人欄（現住所の記載）のページのコピー）
【外国籍の方は必須】 在留カード又は特別永住者証明書（住所変更している場合は両面コピー）

## 3. 申込みの記入

### ◆ご記入いただく書類

<input type="checkbox"/> 借入申込書（緊急小口資金特例貸付借入申込書）
<input type="checkbox"/> 借用書（緊急小口資金特例貸付 借用書）
<input type="checkbox"/> 重要事項説明書（緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書）
<input type="checkbox"/> 申立書（収入の減少状況に関する申立書）

《ご記入いただく際の注意事項》

- ・記入例を参考に記入ください。
- ・黒ボールペンで必ず記入ください。フリクションやえんぴつを使用しないでください。
- ・必ず申込人が自筆で署名・記入ください。
- ・訂正は二重線(=)を引き、余白に記入ください。

## 4. 送付前の確認・郵送

「確認チェックリスト」に基づき、必ず確認いただき、返信用封筒に切手(定形外50gまで120円、100gまで140円)を貼って郵送してください。

※借用書と重要事項説明書は控えとしてコピーを取ってください。

※郵送での提出が難しい方は、申請書類・添付書類を揃えて直接ご持参ください。

## 5. 知多市社会福祉協議会にて受付・申込書類を確認した上で、ご連絡させていただきます。

## 6. 愛知県社会福祉協議会にて審査・資金交付

愛知県社会福祉協議会が申込書を受理してから約1週間後に送金される予定ですが、今後お申込が集中した場合、遅れることがございますのでご了承ください。

<b>■申請書の送付・問い合わせ先</b> 知多市社会福祉協議会 自立生活サポートセンター（新型コロナ特例貸付係） 住所：478-0047 知多市緑町32-6（市福祉活動センター内） 電話：0562-39-3060 受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時（土・日・祝日・年末年始を除く）
--